

政令番号36 イソプレン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	4.1E+3			4,091.0	1.6E+4	3.1E+3	19,355.0	23,446.0
9	栃木県	8.7E+1			87.0				87.0
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	8.8E+2			884.0		2.5E+3	2,500.0	3,384.0
13	東京都								
14	神奈川県	4.5E+3	2.8E+2		4,750.0		4.5E+3	4,500.0	9,250.0
15	新潟県	7.7E+0			7.7		3.6E+2	360.0	367.7
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	4.7E+3			4,674.0	1.2E+0	1.2E+4	12,001.2	16,675.2
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.3E+3	7.0E+0		1,312.0				1,312.0
34	広島県								
35	山口県	2.6E+0			2.6				2.6
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	2.1E+0			2.1				2.1
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.6E+4	2.9E+2		15,810.4	1.6E+4	2.2E+4	38,716.2	54,526.6

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。